

中沢小学校いじめ防止基本方針

令和8年2月

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

いじめ防止対策推進法第2条

いじめを防止するための中沢小学校の基本的な考え方と内容

いじめの未然防止

- ・ いじめを絶対に許さない学校風土
- ・ 受容的、寛容的で安心できる人間関係づくり
- ・ 自己肯定感を高める授業
- ・ 教職員の意識を高める研修の実施

- ・ 教職員の毅然とした対応
- ・ 児童のいじめに対する理解を深めるための指導
- ・ 保護者、地域と一体となった教育活動の推進
- ・ 安心して学校生活をスタートするカリキュラム編成
- ・ 横浜プログラムの実践
- ・ 人権週間など、日常生活にある身近な事柄から周りのことを考える人権教育の推進
- ・ 児童の意見や思いを生かした取組の実践
- ・ 全教職員による児童理解、情報共有
- ・ 事例研修（いじめ重大事態等）

早期発見・早期対応

- ・ SOSを発信しやすい環境づくり
- ・ 教育相談の充実
- ・ いじめを見逃さない体制強化
- ・ 迅速な報告、相談の徹底
- ・ 教職員の資質向上

- ・ 心の健康観察の実施、相談窓口の周知、全教職員による支援
- ・ 年2回の定期的なアンケート、子ども一人ひとりとの直接、教育相談
- ・ 教科担任制などを取り入れた、様々な教職員による指導、支援体制の構築
- ・ 学校いじめ防止対策委員会による組織的対応
- ・ 人権研修、傾聴訓練、児童理解研修の実施

適切な対応・措置

- ・ 児童、保護者との信頼関係の確立
- ・ 保護者との協力体制の構築
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 再発防止に向けた指導の徹底

- ・ いじめにあった児童への心のケア、安心できる環境づくり
- ・ いじめに関係した児童への初期・中長期的な指導の徹底
- ・ 保護者との密な連携、アフターフォロー
- ・ 警察を含めた関係機関と、校内委員会や保護者の適切な判断のもと速やかに連携。
- ・ いじめを許さない学級、学校風土の再構築

中沢小学校いじめ防止対策委員会

組織の構成

管理職 児童支援専任 学年主任 学級担任 養護教諭

SC、SSW等の専門家

必要に応じて認知の視点や児童の回復状況の確認、支援について助言を求める。

区役所、児童相談所等

連携して、多面的な視点から支援

組織の役割

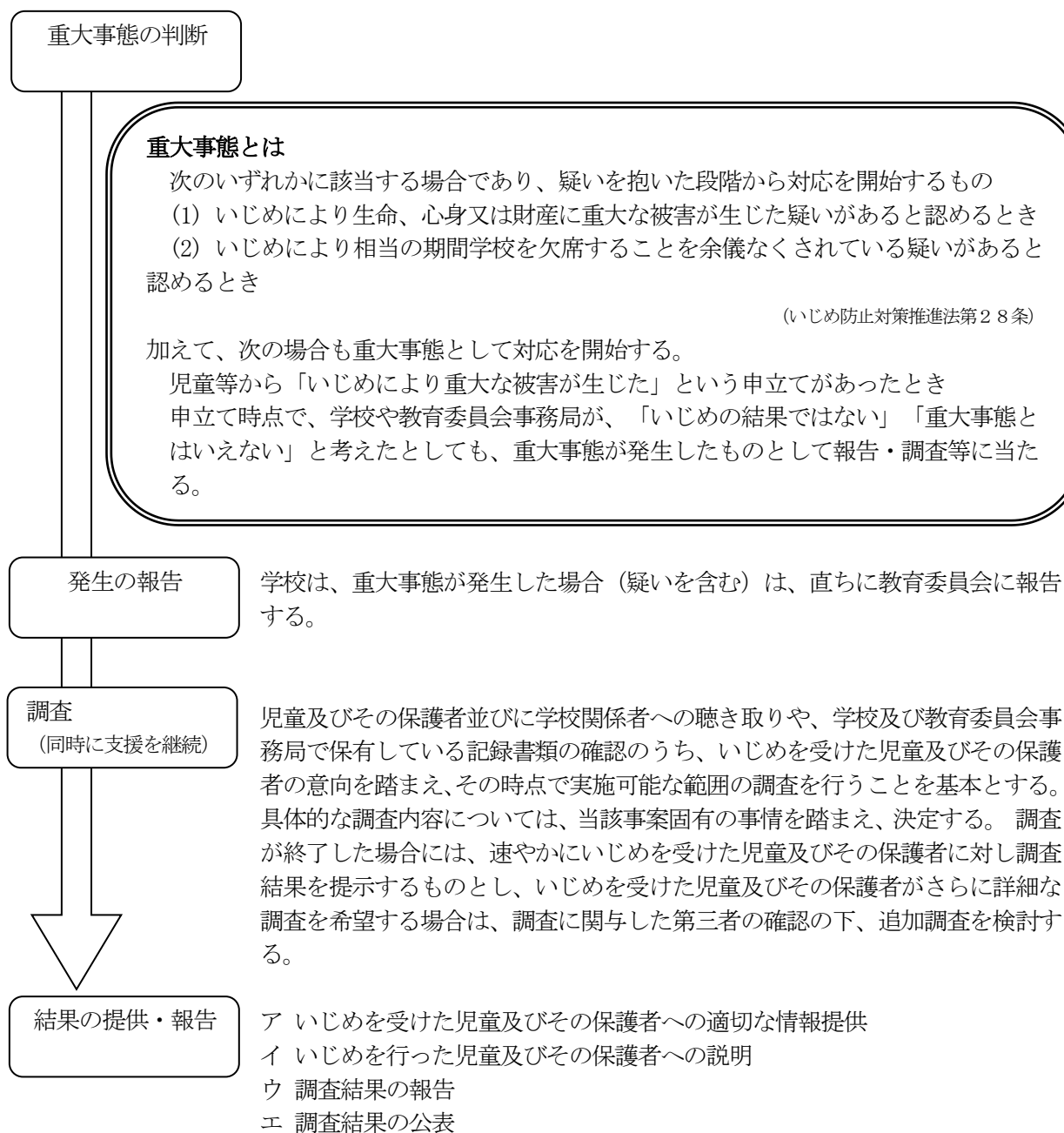
学校は、いじめの相談を受けたり、いじめの兆候に気づいたりするなど、いじめの疑いがある段階で、学校いじめ防止対策委員会を速やかに招集する。

この組織が中核となって方針の立案や対応を行う。また、いじめ防止のための職員研修を計画立案したり、アンケート調査等を実施して、実態把握に取り組んだりする。

学校いじめ防止基本方針 年間スケジュール

月	やること	具体	留意点
4	- 方針の説明（教員・児童・保護者） - スタートカリキュラムの実施	- 職員会議、朝会、懇談会、学校説明会等で方針の説明 - 安心したスタートができるように全校で実施する。	- 全職員が方針の内容を理解できるよう周知 - 児童がいじめの定義（子どもの命を守るための法律であること）について理解できるよう説明 - 保護者にいじめは誰もが当該にも関係にもなりえることを発信 - 横浜プログラムを活用し、安心できる学級づくりをする。
5	安心できる学級づくり	- 仲間づくり集団づくりに取り組む。 - ルールの徹底	- 横浜プログラムや子どもたちが考えた遊びや活動を取り入れる。 - ルール&マナーブックを活用する。
6	- 方針の説明（地域） - 市いじめアンケートの実施 - こども会議に向けて全校で情報の共有 - Y-P支援検討会実施	- 学校運営協議会、学・家・地連等で方針の説明 - アンケート、教育相談実施 - 朝会・お便り等で発信 - 打合せ後等を活用する。	- 基本的ないじめ防止の対応について共有、運営協議会や地域の方々と一緒に実践することを発信 - アンケートには、その日のうちに一度目を通す。 - 昨年度含め、自校の取組内容の成果と課題を全校児童と共有 - YPアセスメント、指導プログラムの確実な実施
7	- 小中ブロックこども会議 - 横浜プログラム実施	- 代表児童が中学校ブロックで話し合う。 - SOSの出し方教育プログラム実施	- 中学校ブロックの取組など、自校の取組と系統性やつながりを考えた実践を話し合いで意識する。 - 横浜プログラムの考え方を教科等の授業に取り入れ、年間で実践していく。（SOSの出し方は年1回以上）
8	- 横浜こども会議区交流会 - 実践的な教職員研修	- 横浜こども会議の実施。 「いじめ」や「危機管理、傾聴」等に関する研修	- 子どもたちが話し合い、いじめをしない、させない、見逃さないために出来る事を自分事として考えるようにする。 - 夏季研修で学んだことを校内の研修に活かす。
9	横浜こども会議、自校で伝達・啓発	朝会やお便り等で共有	こども会議を基に自校で何を話し合うか専任が見通しをもつ。その上で児童から発信する。
10	- いじめをしない、させないために児童一人ひとりの思いを集約 - SNS教室	- こども会議を基に各学級で話し合う。 - 外部講師等を活用する。	- 自分事として、いじめをしない、させない、見逃さないための話し合いをする。 - 子ども達が身近な問題として実感的に理解を深められるようにする。
11	- 自校の取組を実施 - Y-P支援検討会実施	- 児童運営委員会が主体となり、実施する。 - 打合せ後等を活用する。	- 子どもたちが子どもたちで実施内容を決めていく手立てを立てる。 - YPアセスメント、指導プログラムの確実な実施
12	- 人権週間の取組 - 市いじめアンケートの実施 - 学校評価アンケート（教員、児童、保護者、地域）	アンケートや教育相談の実施。	- 日常生活にある身近な事柄から周りのことを考える人権教育の推進 - 記入したアンケートは、その日のうちに目を通す。 1年間の自校の取り組みについて問い、アンケート結果から今年度の成果と課題を問えるようにする。 - 学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を位置づける。
1	- 学校評価アンケートの分析 「方針」見直しと整備	子どもの意見や思いを反映。	アンケート結果から今年度の成果と課題を出し、方針の改定に活かす。
2	- アンケート結果を職員、保護者、地域と共有 - 方針改定	- 学校便り、学校運営協議会、学・家・地連等で結果共有 - 方針改定	児童の思いを落とさずに、改定のためのチェックリストを確認しながら作成
3	方針をHP掲載	学校HPに掲載する。	次年度の改定に向けてどのようにしていくか次年度の年間計画を立てておく。発信前に校内での共有をしておく。

重大事態への対処



※ 必要があると認められる場合には、適宜この基本方針を改定し、公表していく。